

第3部 保健医療施策の推進

第1章 医療提供体制整備の基本的な施策の方向

保健医療施策を推進するにあたり、各疾病及び事業等への対策として共通して取り組むべき基本的な施策は下記のとおりとします。

1 社会構造の変化や地域の実情等に応じた持続可能な医療提供体制の構築

人口減少や少子高齢化の進展に伴う医療需要の変化への対応、新興感染症発生・まん延時を見据えた体制整備に加え、医師の働き方改革、保健医療従事者の偏在などの多くの課題を抱える中で、住み慣れた地域で県民が将来にわたって健やかに暮らせるよう、地域の実情に見合った医療提供体制の構築が求められます。

そのため、各疾病及び事業等における現状をできる限り地域ごとに把握するとともに、必要とされる医療機能の提供状況を検討し、課題の把握及びその解決に向けた施策を展開していきます。

2 保健・医療・福祉の連携の推進

地域において切れ目のない保健医療サービスの提供を実現するためには、病診連携・病病連携の推進はもとより、予防を含めた各疾病対策や在宅医療等に関わる機関が連携して保健医療サービスを提供する体制を確立することが必要です。また、医療の質の向上や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用や医療分野のデジタル化の推進も重要です。

そのため、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、保健・医療・福祉の連携を推進していきます。

3 保健医療従事者の確保・養成

令和22年（2040年）に向けて生産年齢人口が急減する中であっても、持続可能な医療提供体制を確保するためには、医師の働き方改革に関する取組みを進めるとともに、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の各職種が、それぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の整備や、タスク・シフト、チーム医療の推進、復職支援等を進めていくことが重要です。特に、医師及び病院薬剤師については、地域偏在が顕著であり課題となっています。

そのため、保健医療従事者の総数確保に係る取組みを進めるとともに、地域偏在対策についても推進していきます。

4 健康づくりを通じた予防等の知識の普及や医療に対する県民意識の向上

限られた医療資源の中で、持続可能な医療提供体制を確保するためには、医療を提供する側だけではなく、医療を受ける側の県民の意識も重要になります。

そのため、安全で質が高く効率的な医療の実現に向けて、県民が予防を含めた疾病に関する正しい知識を持ち、健康づくりにつながる行動変容を促すとともに、まずは地域のかかりつけ医を受診し適正な外来受診を心がけていただくなど、地域医療について理解が深まるよう普及啓発を進めます。